

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部生活衛生課
内線番号	4761

No.	項目	内容
①	処分名	消毒営業従事員証の書換え等
②	法令名	消毒営業取締条例施行規則
③	法令番号	昭和25年京都府規則第5号
④	根拠条項	第6条3項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	第6条3項 届出事項に変更があつたとき又は証票をき損、亡失したときは、その理由を記載し、ただちにその書換又は再下附を願い出なければならない。但し、き損した場合にはき損した証票を添附しなければならない。
⑦	審査基準	届出事項に変更があつたとき又は証票をき損、亡失したとき。
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)20日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	20日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業担当(075-414-4761)
⑬	備考	